

南九州市地域防災計画



南九州市防災会議

沿革	平成 20 年 4 月作成
	平成 21 年 9 月修正
	平成 22 年 6 月修正
	平成 23 年 6 月修正
	平成 24 年 5 月修正
	平成 25 年 5 月修正
	平成 26 年 5 月修正
	平成 27 年 3 月修正
	平成 28 年 5 月修正
	平成 29 年 5 月修正
	平成 30 年 5 月修正
	令和元年 5 月修正
	令和 2 年 5 月修正
	令和 3 年 6 月修正
	令和 4 年 6 月修正
	令和 5 年 5 月修正
	令和 5 年 7 月修正
	令和 6 年 7 月修正
	令和 7 年 6 月修正

目次

第1編 総則

第1章	計画の目的等	1- 1
第2章	防災機関の業務の大綱	2- 1
第3章	市民及び事業所の基本的責務	3- 1
第4章	市の地域特性及び災害特性	4- 1
第5章	災害の想定	5- 1

第2編 一般災害対策編

第1部 災害予防

第1章 災害に強い施設等の整備

第1節	土砂災害防止対策の推進	1-1- 1
第2節	河川・高潮災害等の防止対策の推進	1-1- 6
第3節	防災構造化の推進	1-1- 8
第4節	建築物災害の防災対策の推進	1-1-10
第5節	公共施設の災害防止対策の推進	1-1-12
第6節	災害備蓄物資等の整備と点検	1-1-14
第7節	防災研究の推進	1-1-15

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節	防災組織の整備	1-2- 1
第2節	通信・広報体制（機器等）の整備	1-2- 4
第3節	気象観測体制の整備	1-2- 6
第4節	消防体制の整備	1-2- 7
第5節	避難体制の整備	1-2-11
第6節	救助・救急体制の整備	1-2-20
第7節	交通確保体制の整備	1-2-27
第8節	輸送体制の整備	1-2-30
第9節	医療体制の整備	1-2-32
第10節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	1-2-34

第3章 住民の防災活動の促進

第1節	防災知識の普及啓発	1-3- 1
第2節	防災訓練の効果的实施	1-3- 5
第3節	自主防災組織の育成強化	1-3- 7
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1-3-10
第5節	防災ボランティアの育成強化	1-3-11
第6節	企業防災の促進	1-3-13
第7節	要配慮者の安全確保	1-3-14

第2部 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節	応急活動体制の確立	2-1- 1
第2節	情報伝達体制の確立	2-1-14
第3節	災害救助法の適用及び運用	2-1-16
第4節	広域応援体制	2-1-21
第5節	自衛隊の災害派遣	2-1-23
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	2-1-31
第7節	ボランティアとの連携等	2-1-32

第2章 警戒避難期の応急対策

第1節	気象警報等の収集・伝達	2-2- 1
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	2-2-10
第3節	広 報	2-2-19
第4節	水防・土砂災害等の防止対策	2-2-22
第5節	消防活動	2-2-24
第6節	避難の指示、誘導	2-2-25
第7節	救助・救急	2-2-33
第8節	交通確保・規制	2-2-35
第9節	緊急輸送	2-2-39
第10節	緊急医療	2-2-42
第11節	要配慮者への緊急支援	2-2-46

第3章 事態安定期の応急対策

第1節	指定避難所の運営	2-3- 1
第2節	食料の供給	2-3- 4
第3節	応急給水	2-3- 7
第4節	生活必需品の給与	2-3- 9
第5節	医療・保健	2-3-12
第6節	感染症予防・食品衛生、生活衛生対策	2-3-14

第 7 節	動物保護対策	2-3-16
第 8 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	2-3-17
第 9 節	行方不明者の捜索，遺体の処理等	2-3-21
第 10 節	住宅の供給確保	2-3-24
第 11 節	文教対策	2-3-27
第 12 節	義援金・義援物資等の取扱い	2-3-30
第 13 節	農林水産業災害の応急対策	2-3-31

第 4 章 社会基盤の応急対策

第 1 節	電力施設の応急対策	2-4- 1
第 2 節	ガス施設の応急対策	2-4- 3
第 3 節	上水道施設の応急対策	2-4- 4
第 4 節	下水道施設の応急対策	2-4- 5
第 5 節	電気通信施設の応急対策	2-4- 7
第 6 節	道路・河川等の公共施設の応急対策	2-4- 9

第 3 部 特殊災害

第 1 章 海上災害等対策

第 1 節	予防対策	3-1- 1
第 2 節	応急対策	3-1- 3

第 2 章 鉄道事故対策

第 1 節	予防対策	3-2- 1
第 2 節	応急対策	3-2- 2

第 3 章 道路事故対策

第 1 節	予防対策	3-3- 1
第 2 節	応急対策	3-3- 3

第 4 章 危険物等災害対策

第 1 節	予防対策	3-4- 1
第 2 節	応急対策	3-4- 4

第 5 章 林野火災対策

第 1 節	予防対策	3-5- 1
第 2 節	応急対策	3-5- 3

第4部 災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

- 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進…………… 4-1- 1
- 第2節 激甚災害の指定…………… 4-1- 3

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

- 第1節 被災者の生活確保…………… 4-2- 1
- 第2節 被災者への融資措置…………… 4-2- 7

第3編 地震災害対策編

第1部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

- 第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進…………… 1-1- 1
- 第2節 防災構造化の推進…………… 1-1- 3
- 第3節 建築物災害の防災対策の推進…………… 1-1- 4
- 第4節 公共施設の災害防止対策の推進…………… 1-1- 6
- 第5節 危険物災害等の防止対策の推進…………… 1-1- 8
- 第6節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進…………… 1-1- 9
- 第7節 地震防災研究の推進…………… 1-1-10

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- 第1節 防災組織の整備…………… 1-2- 1
- 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備…………… 1-2- 4
- 第3節 地震等観測体制の整備…………… 1-2- 5
- 第4節 消防体制の整備…………… 1-2- 6
- 第5節 避難体制の整備…………… 1-2- 7
- 第6節 救助・救急体制の整備…………… 1-2-11
- 第7節 交通確保体制の整備…………… 1-2-13
- 第8節 輸送体制の整備…………… 1-2-14
- 第9節 医療体制の整備…………… 1-2-15
- 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備…………… 1-2-16

第3章 住民の防災活動の促進

- 第1節 防災知識の普及啓発…………… 1-3- 1
- 第2節 防災訓練の効果的实施…………… 1-3- 5
- 第3節 自主防災組織の育成強化…………… 1-3- 6

第 4 節	防災ボランティアの育成強化	1-3- 7
第 5 節	要配慮者の安全確保	1-3- 8

第 2 部 地震災害応急対策

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節	応急活動体制の確立	2-1- 1
第 2 節	情報伝達体制の確立	2-1- 3
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	2-1- 4
第 4 節	広域応援体制	2-1- 5
第 5 節	自衛隊の災害派遣	2-1- 6
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	2-1- 7
第 7 節	ボランティアとの連携等	2-1- 8

第 2 章 初動期の応急対策

第 1 節	地震情報等の収集・伝達	2-2- 1
第 2 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	2-2- 9
第 3 節	広 報	2-2-13
第 4 節	水防・土砂災害等の防止対策	2-2-14
第 5 節	消防活動	2-2-15
第 6 節	避難の指示、誘導	2-2-16
第 7 節	救助・救急	2-2-17
第 8 節	交通確保・規制	2-2-18
第 9 節	緊急輸送	2-2-19
第 10 節	緊急医療	2-2-20
第 11 節	要配慮者への緊急支援	2-2-21

第 3 章 事態安定期の応急対策

第 1 節	指定避難所の運営	2-3- 1
第 2 節	食料の供給	2-3- 2
第 3 節	応急給水	2-3- 3
第 4 節	生活必需品の給与	2-3- 4
第 5 節	医療・保健	2-3- 5
第 6 節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	2-3- 6
第 7 節	動物保護対策	2-3- 7
第 8 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	2-3- 8
第 9 節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	2-3- 9
第 10 節	住宅の供給確保	2-3- 10
第 11 節	文教対策	2-3- 11
第 12 節	義援金・義援物資等の取扱い	2-3- 12

第 1 3 節 農林水産業災害の応急対策	2-3-13
----------------------	--------

第 4 章 社会基盤の応急対策

第 1 節 電力施設の応急対策	2-4- 1
第 2 節 ガス施設の応急対策	2-4- 2
第 3 節 上水道施設の応急対策	2-4- 3
第 4 節 下水道施設の応急対策	2-4- 4
第 5 節 電気通信施設の応急対策	2-4- 5
第 6 節 道路・河川等の公共施設の応急対策	2-4- 6

第 3 部 地震災害復旧・復興

第 1 章 公共土木施設等の災害復旧

第 1 節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	3-1- 1
第 2 節 激甚災害の指定	3-1- 2

第 2 章 被災者の災害復旧・復興支援

第 1 節 被災者の生活確保	3-2- 1
第 2 節 被災者への融資措置	3-2- 2

第 4 部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 節 推進計画の目的	4-1- 1
第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-1- 2

第 2 章 関係者との連携協力の確保

第 1 節 資機材、人員等の配備手配	4-2- 1
第 2 節 他機関に対する応援要請	4-2- 2
第 3 節 帰宅困難者への対応	4-4- 3

第 3 章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第 1 節 津波からの防護	4-3- 1
第 2 節 津波に関する情報の伝達等	4-3- 2
第 3 節 避難指示等の発令基準	4-3- 3
第 4 節 避難対策等	4-3- 4

第 5 節	消防機関等の活動	4-3- 5
第 6 節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	4-3- 6
第 7 節	交通	4-3- 7
第 8 節	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	4-3- 8
第 9 節	迅速な救助	4-3- 9
第 4 章	時間差発生時における円滑な避難の確保	4-4- 1
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	4-4- 1
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	4-4- 2
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	4-4- 5
第 5 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	4-5- 1
第 6 章	防災訓練計画	4-6- 1
第 7 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	4-7- 1

第 4 編 津波災害対策編

第 1 部 津波災害予防

第 1 章	津波災害予防の基本的な考え方	1-1- 1
第 2 章	津波災害に強い地域づくり	
第 1 節	津波災害防止対策の推進	1-2- 1
第 2 節	土砂災害・液状化等の防止対策の推進	1-2- 5
第 3 節	防災構造化の推進	1-2- 6
第 4 節	建築物災害の防止対策の推進	1-2- 7
第 5 節	公共施設の災害防止対策の推進	1-2- 8
第 6 節	危険物災害等の防止対策の推進	1-2- 9
第 7 節	津波防災研究等の推進	1-2-10
第 3 章	迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え	
第 1 節	防災組織の整備	1-3- 1
第 2 節	通信・広報体制（機器等）の整備	1-3- 2
第 3 節	津波等観測体制の整備	1-3- 3

第 4 節	消防体制の整備	1-3- 4
第 5 節	避難体制の整備	1-3- 5
第 6 節	救助・救急体制の整備	1-3- 9
第 7 節	交通確保体制の整備	1-3-10
第 8 節	輸送体制の整備	1-3-11
第 9 節	医療体制の整備	1-3-12
第 10 節	その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備	1-3- 6

第 4 章 住民の防災活動の促進

第 1 節	防災知識の普及啓発	1-4- 1
第 2 節	防災訓練の効果的实施	1-4- 2
第 3 節	自主防災組織の育成強化	1-4- 3
第 4 節	防災ボランティアの育成強化	1-4- 4

第 2 部 津波災害応急対策

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節	応急活動体制の確立	2-1- 1
第 2 節	情報伝達体制の確立	2-1- 2
第 3 節	災害救助法の適用及び運用	2-1- 3
第 4 節	広域応援体制	2-1- 4
第 5 節	自衛隊の災害派遣	2-1- 5
第 6 節	技術者、技能者及び労働者の確保	2-1- 6
第 7 節	ボランティアとの連携等	2-1- 7

第 2 章 初動期の応急対策

第 1 節	津波警報等及び津波情報等の収集・伝達	2-2- 1
第 2 節	災害情報・被害情報の収集・伝達	2-2- 8
第 3 節	広 報	2-2- 9
第 4 節	水防・土砂災害等の防止対策	2-2-10
第 5 節	消防活動	2-2-11
第 6 節	避難の指示、誘導	2-2-12
第 7 節	救助・救急	2-2-13
第 8 節	交通確保・規制	2-2-14
第 9 節	緊急輸送	2-2-15
第 10 節	緊急医療	2-2-16
第 11 節	要配慮者への緊急支援	2-2-17

第 3 章 事態安定期の応急対策

第 1 節	指定避難所の運営	2-3- 1
-------	----------	--------

第 2 節	食料の供給	2-3- 2
第 3 節	応急給水	2-3- 3
第 4 節	生活必需品の給与	2-3- 4
第 5 節	医療・保健	2-3- 5
第 6 節	感染症予防，食品衛生，生活衛生対策	2-3- 6
第 7 節	動物保護対策	2-3- 7
第 8 節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	2-3- 8
第 9 節	行方不明者の捜索，遺体の処理等	2-3- 9
第 10 節	住宅の供給確保	2-3-10
第 11 節	文教対策	2-3-11
第 12 節	義援金・義援物資等の取扱い	2-3-12
第 13 節	農林水産業災害の応急対策	2-3-13

第 4 章 社会基盤の応急対策

第 1 節	電力施設の応急対策	2-4- 1
第 2 節	ガス施設の応急対策	2-4- 2
第 3 節	上水道施設の応急対策	2-4- 3
第 4 節	下水道施設の応急対策	2-4- 4
第 5 節	電気通信施設の応急対策	2-4- 5
第 6 節	道路・河川等の公共施設の応急対策	2-4- 6

第 3 部 津波災害復旧・復興

第 1 章 公共土木施設等の災害復旧

第 1 節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	3-1- 1
第 2 節	激甚災害の指定	3-1- 2

第 2 章 被災者の災害復旧・復興支援

第 1 節	被災者の生活確保	3-2- 1
第 2 節	被災者への融資措置	3-2- 2

第 5 編 火山災害対策編

第 1 部 桜島

第 1 章 総則

第 1 節	計画の概要	1-1- 1
第 2 節	桜島の特徴	1-1- 2
第 3 節	予想される災害のシナリオ	1-1- 4

第2章 災害予防

- 第1節 火山災害に強い地域づくり…………… 1-2- 1
- 第2節 住民の防災活動の促進…………… 1-2- 2
- 第3節 住民の防災活動の環境整備…………… 1-2- 3
- 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進…………… 1-2- 4
- 第5節 降灰除去計画…………… 1-2- 5

第3章 災害応急対策…………… 1-3- 1

第4章 災害復旧・復興…………… 1-4- 1

第2部 開聞岳

第1章 総則

- 第1節 計画の概要…………… 2-1- 1
- 第2節 開聞岳の特徴…………… 2-1- 2

第2章 災害予防

- 第1節 火山災害に強い地域づくり…………… 2-2- 1
- 第2節 住民の防災活動の促進…………… 2-2- 2
- 第3節 住民の防災活動の環境整備…………… 2-2- 3
- 第4節 火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進…………… 2-2- 4
- 第5節 降灰除去計画…………… 2-2- 5

第3章 災害応急対策…………… 2-3- 1

第4章 災害復旧・復興…………… 2-4- 1

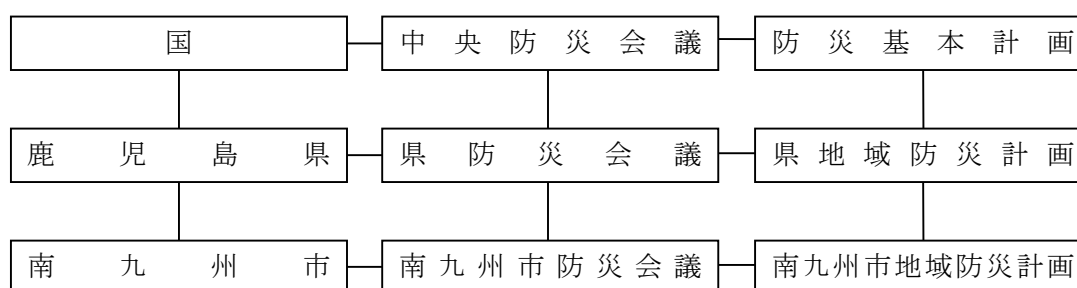
第1編 総則

第1章 計画の目的等

第1 計画の目的

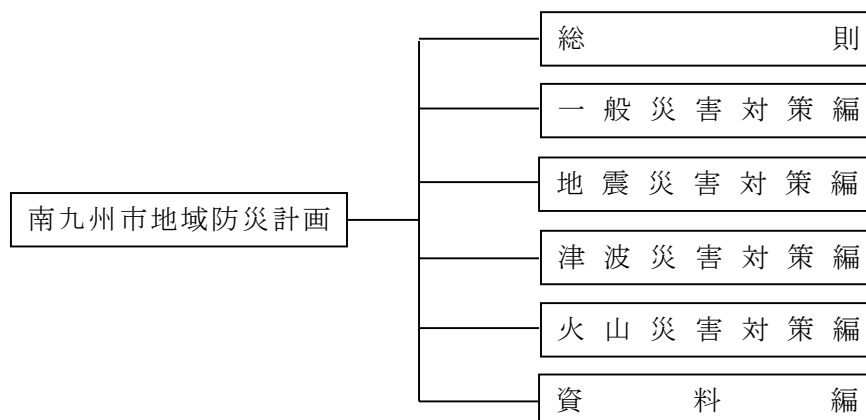
本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南九州市防災会議が作成する計画であって、市、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な連携をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【国、県及び南九州市の防災会議並びに防災計画の体系】



第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

本計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」の対策4編と資料編で構成し、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

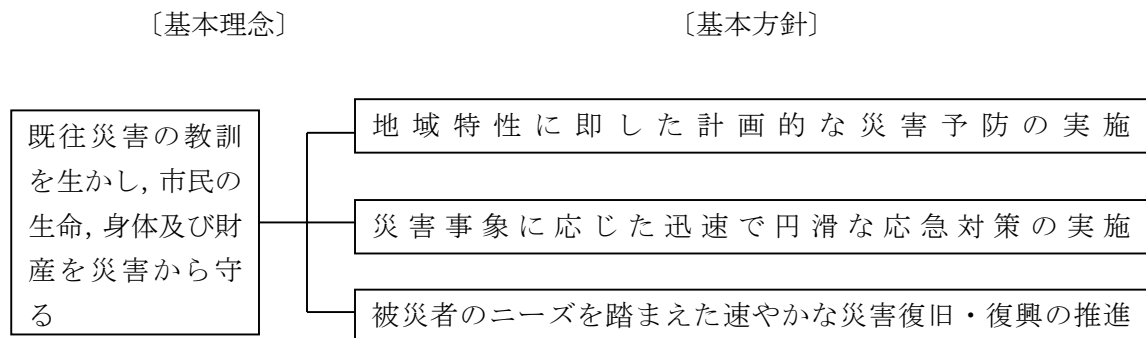


第3 計画の理念

南九州市の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、市民の生命、身体及び財産を災害から守る」という市の防災施策上の基本理念を設定し、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。

なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。



本計画では、これらの防災対策の基本理念及び基本方針を「計画の理念」として位置付ける。基本方針の概要は、概ね以下のとおりである。

1 地域の特性に則した計画的な災害予防の実施

南九州市は、台風、豪雨、地震、火山噴火災害等、過去に様々な災害を経験している。

また、シラス台地等の特殊土壌の地域であり、一旦災害が発生すると、様々な被害が発生し、風水害や土砂災害、地震・津波等により孤立するおそれがある地域が存在するなど、市民の生活支援や防災対策上の障害が想定され、災害に関する様々な施策を実施する必要がある。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）の応急対策に備えるための施策と市民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、市民に対する救援活動が立ち遅れる等の事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や市民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割分担に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、計画を修正するものとする。

したがって、各機関は関係のある事項について、毎年、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第5 計画の周知

本計画の内容は、市、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知徹底させるものとする。

第6 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用が図られるようにしておく。

第2章 防災機関の業務の大綱

本章は、南九州市並びに鹿児島県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 南九州市（消防組合含む）

市は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 南九州市防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協定に関すること。 (13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

第2 鹿児島県

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ市に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。
南九州警察署	(1) 情報収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 避難の警告及び誘導に関すること。 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 (4) 交通秩序の維持に関すること。 (5) 犯罪の予防及び検挙に関すること。 (6) 行方不明者の捜索に関すること。 (7) 死体の検死（見分）に関すること。 (8) 漂流物等の処理に関すること。 (9) その他、治安の維持に必要な措置に関すること。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局 鹿児島森林管理署	(1) 国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州運輸局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
九州地方整備局	(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
鹿児島地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
鹿児島海上保安部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。
鹿児島県国道事務所 指宿維持出張所	災害時における交通輸送の確保及び被災施設等の復旧対策に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 (2) 環境監視体制の支援に関すること。 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

第4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊，海上自衛隊第1航空群	(1) 人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療，感染症予防，給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社)	(1) 鉄道施設等の防災, 保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社	(1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節 ア 通貨の円滑な供給確保 イ 現金供給のための輸送, 通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか, 所要の災害応急対策
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護等(医療, 助産及び一時保存を除く死体の処理等)に関すること。 (2) 災害時におけるこころのケアに関すること。 (3) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (4) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (5) 救援金の受付に関すること。 (6) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること (7) 災害時の外国人の安否調査に関すること
独立行政法人国立病院機構	(1) 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携, 情報交換に関すること。 (2) 災害医療班の編成・派遣に関すること。 (3) 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	(1) 気象予警報, 災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

自動車輸送機関 (日本通運株式会社, 鹿児島交通株式会社, 鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産, 医療救護に関すること。
南薩医師会	
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
南薩歯科医師会	
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
かいゑい漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
南さつま農業協同組合・いぶすき農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
南薩農業共済組合	被災農作物等の被害調査及び共済目的物に対する損失補償に関すること。
かごしま森林組合	(1) 林業に対する防災、林野等の森林治水事業の実施指導 (2) 災害応急用資材の需給対策
土地改良区	(1) ため池、かんがい用樋門等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	(1) 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
南九州市社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
南九州市商工会	(1) 市が行う商工業関係被害調査 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助物資、復旧資材の確保についてのあっせんに関すること。
南九州市管工事業組合	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 市民及び事業所の基本的責務

本章では、市民及び事業所の基本的責務を示す。市民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、市が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 市民

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。
市民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄等、自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・市・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。
また、市民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、市及びその他の行政機関と連携・協働し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 市の地域特性及び災害特性

本章では、南九州市の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに豪雨・台風等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 南九州市の位置

本市は、鹿児島県の南西部、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西約 30 km のところにある。また、南は広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・南さつま市に接しており、南薩地域の地理的中心となっている。市域は、東西に約 22km、南北に約 30km、総面積は 357.91k m²で、一部東シナ海に面した約 20km の海岸地域を有している。

第2 南九州市の地形・地質

本市の地形は、北部地域の標高 606m の白岳をはじめ 500m を越す山々からなり、緩やかな傾斜で中部台形を形成しながら南部海岸線に達している。

河川は、万之瀬川、万之瀬川水系の麓川、厚地川、永里川、大谷川、神殿川、野崎川、刈川、松藺川、南部海岸に流れ出る加治佐川、竹迫川、永沢川、馬渡川、高取川、水成川、石垣川、集川等がある。土壌は、主にシラスや黒ボクと呼ばれる火山噴出物からなっている。

第3 南九州市の災害特性及び災害の記録

1 気象概況

本市は、北部の山間部と中部台地及び南部海岸線を有した平坦部と三つに大別されるため若干の相違はあるが、年間平均気温 17.0℃ と比較的温暖である。

初霜は 11 月中旬頃で 3 月中旬頃終るが、中部台地の横尾峠付近より以北では晩霜が強く、また、冬季の気圧配置による寒波により山沿いを中心に平地でも積雪があり、農作物に大きな被害を与えている。

降水量は、年間約 2,720 ミリで、4 月から 9 月には月 200 ミリを越え、大雨を伴った台風が襲来している。

2 災害の特性

- (1) 台風は、九州の西南海上から接近又は上陸し、北上した場合の東側が最も勢力が強く、住家への被害や公共施設・農作物等に対する被害もかなり多い。本市では、台風の襲来により、過去何回も甚大な被害を受けている。
- (2) 梅雨前線の活発な活動による集中豪雨が多く、台地の断崖及び急傾斜は、地質がシラス土壌等で形成されているため崖崩れ、山崩れの危険性がある。
- (3) 一部地域においては、街路事業及び住宅団地造成等により近代的建物の建設が見ら

れるがその他の地域では、建物のほとんどが木造で、集落ごとに密集している地域もあり、台風により倒壊も考えられるほか、火災発生時には大火の恐れがある。

- (4) 地震は、本市地域では過去に大きな被害の記録はないが、被害を及ぼす大地震は、いつ発生するかわからない状況である。
- (5) 冬季には冬型の気圧配置による強い寒波に見舞われ、降雪による被害をもたらすこともあり、十分な雪害の警戒をしなければならない。

3 災害の記録

本市の気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。

これは、南九州市が薩摩半島の南端にあって、九州を襲う台風の猛威に真先にさらされることが最大の原因であり、台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは塩風等の被害が多い。

また、南九州市に災害をもたらす台風は8月が最も多く、次が7月と9月である。このうち、大型の台風はほとんどが8～9月に集中し、災害の規模も大きくなっている。

過去において特に被害の大きかった台風は、昭和20年の枕崎台風、昭和24年のデラ台風、昭和26年のルース台風、昭和40年の15号台風、昭和60年の13号台風、平成5年の13号台風である。

梅雨期から8月までの間における大雨の被害も少なくなく、平成5年には7月から9月にかけて大雨や台風に次々に襲われ、シラス地帯においては、田畑の流出、堤防の決壊、道路の被害等の災害があり、雨による家屋の損壊、浸水等の被害も発生している。

さらに、北部の山間部では、冬季の寒波による積雪により交通網の混乱等が生じている。

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定められる災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、高潮、大規模な火災、火山噴火、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。